

役員及び評議員の費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法法人 小橋川福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小橋川福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(費用弁償)

第3条 前条に定めるもの及び評議員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償して旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、小橋川福祉会旅費規程に準ずる。

(役員及び評議員報酬)

第4条 役員及び評議員が理事長の招集に応じ理事会又は、評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき3,000円支給する。ただし、理事及び監事に対する報酬総額については、250,000円を超えない範囲とし、評議員に対する報酬総額は定款に定める。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は平成11年4月1日から施行する。
2. この規程は一部改正し、平成14年6月1日から施行する。
3. この規程は一部改正し、平成29年6月20日から施行する。